

議案第98号

損害賠償の額を定め和解することについて

損害賠償の額を下記のとおり定め、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月15日提出

養父市長 広瀬 栄

記

1 相手方



2 事案の概要

令和2年8月28日、駐車場敷地内で切り返しの後進をした際、駐車してあった車両に衝突し、破損させたというものである。

3 損害賠償の額

541,120円